

景観配慮事項説明書〔重点届出区域：国道2号地区（広告物）〕

協議者・届出者 住所

氏名

① 景観特性の把握及び景観形成のコンセプト

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針や屋外広告物に関する基本方針にそった計画としてください。計画地及びその周辺の地域特性や景観形成の現況を把握したうえで、どのような考慮をしたか計画地の状況や計画の主旨を記入して下さい。

（基本方針） 良好なまちなみの形成に資するものとなるようデザイン性の高いものを誘導する。
 ・特に、周辺景観への影響の大きい高層部に設置される屋外広告物は、周辺との調和に配慮した形態意匠を誘導する。
 ・周辺景観への影響の大きい中高層部に設置される壁面広告物や突出広告物は、にぎわい形成に資する低層部への設置を誘導する。
 ・地域の特性を踏まえ、風格の創出やまちの活性化等を意識し、さらにきめ細やかな景観コントロールを行う。

○計画地の状況及び計画の主旨

② 広告物基準

各項目とその基準について、自己評価を行い、その配慮した事項について記入してください。

項目	基準	自己評価	配慮事項記入欄
意匠等 【共通（その他を除く）】	・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。		
	・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、明度の高いものとする。		
	・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。		
	・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。	適合	
	ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。		
	イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。		
	ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。		
	エ 地色は、壁面と同系色とする。		
	オ 高彩度の利用を抑える。		
カ 人物、キャラクターの意匠は使用しない。			
キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。			
ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。			
その他	・ガラス面については、建築物の高さが10m以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。		

【自己評価】 ◎：十分配慮した ○：配慮した -：非該当